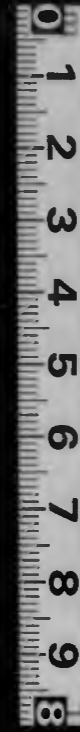


北
藩
鑑

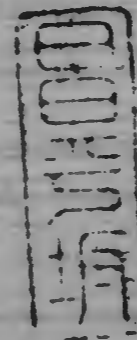
戸
田

九
十
五



内閣文庫	
番號	和 34682
冊數	278 (96)
函號	159 1

内閣文庫		
五九五二架	二八〇冊	三四六八二號
		和書



藩鑑卷之百五十八目錄

三部十四

戸田山城守後系忠昌

岡山城守後系忠真

戸田大隅守後系忠圀



北藩鑑卷之百五十八

戸田

山株も後系忠昌ちか八周播も忠能ちか

の養子にこ実ハ云佐も高次たかり三

男三郎右衛門尉正次長男なり忠能

子なりこゆへ養ひて子とす正保四

年八月家と詔あり万治元年閏十二

月從五位下伊賀守に叙任——寛文
四年五月三河國田原とありた
め肥後國富岡郡に移り一萬千石
の地を加へらまはせ二萬千石と願
同十一年正月奏者の事と當り寺
社奉行と兼ぬ延寶四年四月加恩
の地一萬石を賜りり不司代に轉
——越前守とありたため六年七月從

四位下從從に叙任す天和元年七月
一萬石の地を加へ賜りり六年十一月
左職に補せし山縣守にありた
同二年二月武藏國岩槻に移り一萬
石を加へ賜りり貞享三年正月下從
國佐倉に轉すはとさもまはせ一萬石
を加恩せし元祿七年四月まはせ二萬
石の地を加へらまはせ七萬千石

と願す同十二年九月十日六十八歳
に〜卒せり

一 佐倉信俊忠昌朝臣城田山は〜めい代
三州田原城あり〜一万石餘あり
寛文八申年四谷邊より出た〜
大火となり清城も風以助あり〜危
きほとなり〜紀伊殿芝城あり
んと〜半花門より入たま〜んとあり

り〜と忠昌年十七勅番に〜諸居
らま〜門を通さす非常の國よ
写某一存に〜通〜老中へ
お達〜通達あり〜
酒井雅樂次忠清朝臣あり〜紀伊公
へ對〜最早の城別條あり〜
城に及ふ〜委細上陸に達〜
へさ旨を述ら〜紀伊公退去あり〜

て忠清朝臣の忠品の若年にくく誠意固
の心は丈夫なるを常——背中をふく
と折まけまはえ込込用——く居りぬ
忠清を敬むく大に感——格別の器量
驚き入ひとて胸をまはし事と目席へも
語り賛歎止さり——とそそ前忠清の
忠品と睦くすあり——この度の儀と
感——く常に賞せしまけるか——

天草の願えたり——く天草に指立
へまことの忠品にこゆるものあり——
すとの議定あり——天草に移さる
四万石を所せらるるをま——り次々に登庸
——て老臣となり始終抜群の文徳あり
りり人若年のときは傲氣強く——て
節にあ——ぬ事あり寵愛の妻の事
より——起りけまは老臣を扱其次右

馬つとりふもの忠諫——くは事——をせめ
らまの妻を逃まこるうらりの退出せま
——とく——二日くる昼夜晩生——くうら
もねひくす居らま——くは妻を逃ま
く万事——く改め——く一時の名后と
はる——くま——くかくも君后ともに豪傑
ある世——あり——くは事——あり

窓のすさみ
落穂雑談一言集

一 戸田越前守及京不司代のときいよくは

舟公よ苦方ハ多し合照のゆふたる事
ハ捌合照のゆりぬ事ハ少光中に何ふゆ
へ苦方多しとなり後にもたぬ決方の
舟公に氣うつさるとなり

寛元蘭書

一 戸田越前守及へ京新町人三人訴訟
よ出上りしハ死人よ六道残とくハ文
ア入ま——くを——くはことの外つひえよ
くく名を乞せ残三人へ作舟らま——くハ

残つ我の法尸のやうにと作付らまは
りありうゝく存したくまらへさ
と尸上の越前及山聞ふされゆくつよ
もむと思ふに能くありしは後よをいさ
れし所是あり三人の内一人を後よをい
すへさとく即時よ成放作付らまは
んまよへるゆよをいさるその内能合仕り
ゆへと作付らまはり目上

一 戸田山棟忠昌ハ公私よ存く常に仁愛
と心にうけくたのも一は事能くな
りきたとへ酒井九郎尉忠直ハ山棟と
孫聲とありしひあつけの女ハ秋元
但馬与高朝愛女なりけるとハ喜ひて
をハすへきた定めける九郎の尉もこ
ろいさし知少とく小女所とをトけ
るまハ家中の仕立以下小女所知少

のうり外叔につま松平因幡と信貞
後見しく重正儀ハ右舅家たるを
以て戸田山城に歸て決定しける
貞享年中小五郎幼少より附流し
る傳長何某ともや千石と儀しける
其老一子ハありなる心持し人柄
ゆへ父の家督取礼すへ老より親目
にも餘るものなり外にも二男とも

る——但——甥なる男叡明優長なる者
量るまは甚しむとて往ては甥とも五郎
嫡子ハ後見ともしとす又ハひす
り家督を譲りりやを思居けり
ちハ彼傳長病死しけるまは家
久——老といひ小五郎福祿のうり
より忠孝他ハ是なる老るまは早速ハ
其の家督の事計りへる旨と小五郎

家司より付けまはる何事も内蔵しけ
るの舊例の如く跡式減少せしむるへ
やういなるも老うまとも嫡子の右席空
氣共にしとく父もにくめる者なり甥は
恙用殊勝なる者まはる何よ右仕りまても
家の重宝なるも一々くハ右席も捨盡
しり父の存念何事も能存し承り
迄にもハ早竟千石の知行を彼共とも

五人より百石つと下々も老うるも一粒も
与らざるもなると内蔵の極めと松平
因幡守信貞も左達しける因州より
けるハも子ともも恙用不恙用の辰ハ平生
を以て皆う存すへけまはるトす
へさ儀なり少分にとも人の家督氏
お續るとハ重事なり是ハ戸田家へ
し達せよとの先圖は任せく小右席

う家目五人山城と宅へ入り一件の老の家
督亦分の次第を承けける山城と然然
と聞く聞居たまひしりし事
いふやうの儀は田舎の仕立に
酒井家数代の先捨風儀作法を以てし
て事と存する事ゆへ我々何とも服
より評判しりし公儀へかたり
したる事ハ何分にも了簡し入る事と

の接抄るり重々家目とも承けける事
小五郎家風口夫似たりと承ける事
家督城しり事ハいふ事とも是ハ上へ
取にともなふ子と甥とも承けり共へ
いふ儀を因州家へ伺ひし所小身にとも
人の家督と重々儀なり伺ふは先
圖を法しりせし事ハいふ事とも承けし事
もソヤとよ居とも悪とも評判しりし事

と詞少けまゝ八家目も急は立ゆり小五郎
もも一とく因幡もに子連達一ける因州
されはこれ山州のさやうの挨拶も
は了當ある一各のお話をと存せら
まぬとんえたまは我も行く意味も
一とく一家目も諸ともに戸田山棟も
宅へ新向ひ重く一仕事も及ひけま
山棟も一とまける八家目も小五郎及家

目も然は趣承りつまとも急急ん坊
一とく一へも挨拶いたしたるなり重
くかやうに因幡の上の心底も一す
小五郎及家目も右連のへとく一呼出
山棟も存念と一八早一竟主に欲りも借
一ゆへにお話も及りも一話と存するなり
一ゆもと一に小五郎部一任以来左切の
老長なり某を席つ不意用ゆへ千石の

能少知ましくも石出まればよう〜とあり
 けまの因情まをば〜め留る感心信伏〜
 てまこ〜くは家督以下〜沙汰〜け
 るまれば山城も何と〜事ハあ〜ねと
 も徳孤る〜す〜くは家ま〜り大
 小身の慕ひある事〜る〜と云
 一松平屋濃吉保原分と少身正旗本何
 某原分と境隔互に百姓江戸へ誥けり

後編式野
燭談

大概屋濃吉百姓系ハ至極非分る〜と當
 時の権柄は慕り〜く〜つひうすめ他原の
 山を奪つんとするを因た〜く取扱ひけ
 まとも云民の習ひ先親の譲接は一方〜
 へす〜く目安と上げり〜とやけ公
 事一戸田能登忠志後山城と號す月番
向満寺社奉行なり
 以り達〜にけり想〜く〜又山城忠
 昌老職と〜く〜ま子の能登忠事か

つら此後此の儀又なりととくお後
なごし親子情の一つをとく寺社奉行
付らまはしめより互に公儀向の
勤方内意ふとりふ事と山城も聞入
ます能登ちも又トせんす以度の公事
勘定奉行申判所なりととく評定の
詮儀戸田の裁判を極りける辰濃も
百姓非儀勿論なまありのまに裁判

するほととるは我ハ是悟の前父山城守
役儀もく障る事あるは子ゆへに
老たる親も苦勞を裁る不孝乞より甚
さハるし不孝と思ひ理と曲るハ忠と闕
りりぬ何すへさふと案しはつと云
申辰濃より使者を以て我辰分百
姓ももの訟の事近日判所あるはさや
に承りり及いたり何分ちもよるく

たのまをその口上なり——返奉——
され——ハ此願分山公奉——境論の奉——道
理次第の儀ありとすくくるる答をいつい
を——すり——又山棟者所へ行向い
機嫌を合せしむる境論の儀——
儀の事——す——の事——とおちりい
へとも身上浮沈ハ覺悟の前にくく理非
するを——す——に——ハ某は後石放

さまいつやうに強成はともも苦——か
りすゆへとも此老年——も切らせす
又山棟者忠告皆ま——なは奉公につま
順道とすり——取扱ひを辰不調法あり
とく——又子此成致しあるとも汝不孝とい
つふ——す又をかとい身と顧み——
未熟なる儀とするなりハを——不孝
といふものなま唯正忠よき入取行ひく

の上ハ高柳ハ不孝に古あゝすトリサ
ま——ウハ本より原直才一の能登与
詞に——安堵作りぬとく——私直進にけり
管懷亭へ——成ありけり——評定
出座の輩公より判取を聞石い——とく
俄の作りあり——新系直江も——とく
より彼境論原直才一方に利運を評及思
ふるまハ

所前に——管懷亭知行所の公事さ
これ十分の勝と決取と同族——双方訴
へて原直進く——と決取——とけ
る以判取 戸田能登も亦より依託す
る事——有群に——小身元
の百姓存分の理運をひきけり非義
扱たる者ともハ大法を以て決取——た
るゆへ原直進——たる事案にお違

たりしと流石に正忠をさするも西政はゆ
へ又山城も忠昌何の障も事もあし能
登るハヤリと西政はひしとる也
兼信燭後

一元祿十年のころ旗本六百石以上の流
中庄米はよく差違もたるとぬき地方はく
版地たまりにあつるへさ旨は勘定方奉行
中庄より新ひくく其沙汰ありと名産
に及りしは料私版ともに近國の分ハ旗

本小身にたまりへさ旨を作出せるる
ほととに諸代大名旗本の遠國は版知ある
ハ馬の飼料とくく江城近國もくみ七千
石つ知りありけるお庄入庄園まで
残りす今度の新より引込結句當分
小若後入しと引込后たるくこの領知
上田の所は是又替地庄用と稱し引上げ
興力のつうある知りもく後置の地と

ハ好ミ取リ撰ヒ出——小物有り——運上扱て
の浮不替をこしく高し結ヒ別渡すへ
き清帳を戸田山棟忠昌月番有り——
ハ新系近江も取に——伺ひける山棟も
一切以別心治——そも——所為家不替
の大法五の場ハ二つ半十分の場ハ四つ半
定の——是四つを越へ——取せ給りぬ事ハ
各存心————さるに依く凶年とりへと

も未進りつた————三年と清帳の
滞る事——又凶荒米ハ三斗六升ハ
平均下さる——にた——ハ二百石と作出さる
是ハ二百三十俵渡——二百俵とあるとさハ
其俵数と二つ半の平均を以て——渡——た
まふ事——照障も有く是定物成るり志
く——に地方に——たまりる人——ハ水換早換
虫喰などの凶年に——達——ハ五百石の

場皆無もあるへ——其と云ふ小物成と云ふ
にむすの進むの思ひく小身元難後顯
然たるへ——大名の所廣さゆへゆり合
ても一二年の過——つへ——小身五三千
石の元中地西少なけまの換毛のつく
のひあるへ——すの元花にく知約たま
つへ凶年——も三つ半の不替の替ら
す地方に在る護子換徳あるうへ——関東

知約の西國と違ひ根本亦諾たる不に流く
ま——浮不替ま——と誣出——言に結ま
て何まも困窮疑ひる——寂前——こと
く地方に——小身元の勝子によさへむな
るへ——まらく——情の罪科——その
るり旗本取續の爲と——さねく今の
割の——ことと云ふ
公方家に此流方のあまとも旗旗本の困

小名の知行所は渡さへ為り上げ
替地の依怙有りてぬ割へ小身旗本中
地方は成たる輩は花に多く一程も渡ら
ず知行所は極らず孫借とくも有り
ぬは波は浮たる心地にて諸人迷惑に
及ぶと老臣各聞及び是は度々結ぶ仕方
甚と云と治りてその儀に多く早速は
別渡さるゝと催促度とに及ひて

此勘定方の年番大勢引取りて漸く別
当り大名は知行の辺り不世以上関
東の替地を取知の不替の位は渡す小身
へもまことに関東に多く引渡さるべき
ほとと遠國山城米の風悪にてけまハ船待
するゆへ江城への来送もゆるす迫國
にも此代官不少なけまハ果して其
翌三年の麦より多くハ米は買上になり

——少く江戸の米弥むつり——一斗七
根拾ふは買兼けり又地方たまにり
小身の旗本並代の物も有やふ——やの
人々知行捨見以下不似へ往來の家来
任せ能事少く昔と思ふ輩多く——
山城も——を弥床——事よ志ける改正武野
燭夜
一朝鮮人曲馬八重洲河岸あり上流あり
——に戸田山城も今度ハ表と大八車よ

此みく引つつけあしり候よ積り
ぬ磔とどろく倉庫をよのやうにぬり
立そのよよ芝を射せけり八町の
場前にも——南九太一夜のほとよ撮
へたり是ハ戸田山城も忠昌下知——
けるあり 烏有秘記

山城守後系忠真（忠真）、山城守忠昌の二男
なり。は——め甚十郎といひのち主
孫と称す。寛文五年十二月従五位下
日向守と叙任——貞享二年六月能登
守とあり。たむけ年七月奉告の事と
當り。同四年五月守社奉行と兼ねけ
るとあり。たむけ年一萬石の采地と賜りし。
元禄十二年閏九月父の遺願と忠真な